

甲第111号証

令和2年特(ワ)第858号, 同第1327号

決 定

本店の所在地 [REDACTED]
 法人の名称 大川原化工機株式会社
 代表者の住居 [REDACTED]
 代表者の氏名 大 川 原 正 明
 本 籍 [REDACTED]
 住 居 [REDACTED]
 会社役員
 大 川 原 正 明
 [REDACTED]
 本 籍 [REDACTED]
 住 居 [REDACTED]
 嘱託社員
 島 田 順 司
 [REDACTED]

上記の者らに対する外国為替及び外国貿易法違反, 関税法違反被告事件について, 当裁判所は, 次のとおり決定する。

主 文

被告人らに対する本件各公訴を棄却する。

理 由

本件各公訴事実の要旨は, 令和2年3月31日付け起訴状及び同年6月15日付け追起訴状に記載のとおりであるが, 令和3年7月30日付け公訴取消申立書により公訴が取り消されたから, 刑事訴訟法339条1項3号により, 被告人らに対する本件各公訴を棄却する。

令和3年8月2日

東京地方裁判所刑事第13部

裁判長裁判官 平 出 喜

裁判官 須 田 雄 一

裁判官 赤 瀬 柚 紀

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 長谷川 健 夫



起 訴 状

令和 2年 3月31日

東京地方裁判所 殿

東京地方検察庁
検察官 検事

堀部 貴子

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本店の所在地 横浜市

法人の名称

大川原化工機株式会社

代表者の住居

代表者の氏名

大川原 正明

本 籍

住 居

職 業

会社役員

勾留中

大川原 正明

本 籍

住 居

職 業

会社顧問

勾留中

相嶋 静夫



本 籍 [REDACTED]
住 居 同上
職 業 会社役員

勾留中

島田 順司
[REDACTED]

公 訴 事 実

被告人大川原化工機株式会社（以下「被告会社」という。）は、横浜市[REDACTED]に本店を置き、噴霧造粒装置並びに関連する技術と装置の研究、設計、製造及び販売等を業とするもの、被告人大川原正明は、被告会社の代表取締役として、その業務全般を統括するもの、被告人相嶋静夫は、被告会社の顧問として、社長特命室で被告人大川原の業務を補佐するもの、被告人島田順司は、被告会社の取締役として、社長特命室で海外営業開拓に関する業務等に従事していたものであるが、被告人3名は、共謀の上、外国為替及び外国貿易法48条1項に基づき国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物であり、かつ、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物であって、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち省令で定める仕様の噴霧乾燥器1式（輸出申告価格1776万3100円）を、経済産業大臣の許可を受けないで、中華人民共和国に輸出しようと考え、被告会社の業務に関し、同大臣の許可を受けないで、平成28年6月2日、横浜市[REDACTED]所在の[REDACTED]において、情を知らない倉庫会社係員らをして、前記噴霧乾燥器1式を船積みさせ、中華人民共和国に向けて輸出したものである。

罪 名 及 び 罰 条

外国為替及び外国貿易法違反 同法72条1項（平成29年法律38号による改正前のもの）、69条の6第2項2号（同法律による改正前のもの）、48条1項、輸出貿易管理令1条1項、同令13条（平成29年政令195号による改正前のもの）、同令別表1の3の2の項（2）5の2、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令2条の2第2項5の2、被告人大川原、同相嶋及び同島田につき更に刑法60条

追 起 訴 状

令和 2年 6月15日

東 京 地 方 裁 判 所 殿

東 京 地 方 検 察 庁
検 察 官 検 事

場く部 貴 30

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本店の所在地 横浜市

法人の名称

大川原化工機株式会社

代表者の住居

代表者の氏名

大川原 正明

本 籍

住 居

職 業 会社役員

勾留中



大川原 正明

本 籍

住 居

職 業 無職

勾留中

相嶋 静夫

本 籍 [REDACTED]
住 居 同上
職 業 会社員

勾留中

島田 順司
[REDACTED]

公 訴 事 実

被告人大川原化工機株式会社（以下「被告会社」という。）は、横浜市[REDACTED]に本店を置き、噴霧造粒装置並びに関連する技術と装置の研究、設計、製造及び販売等を業とするもの、被告人大川原正明は、被告会社の代表取締役として、その業務全般を統括するもの、被告人相嶋静夫は、被告会社の顧問として、社長特命室で被告人大川原の業務を補佐していたもの、被告人島田順司は、被告会社の取締役として、社長特命室で海外営業開拓に関する業務等に従事していたものであるが、被告人3名は、共謀の上、被告会社の業務に関し

第1 外国為替及び外国貿易法48条1項に基づき国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物であり、かつ、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物であって、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち省令で定める仕様の噴霧乾燥器1式（輸出申告価格177万6千310円）を、偽った申告をして、中華人民共和国に輸出しようと考え、平成28年5月31日、通関業者である同市[REDACTED]地所在の[REDACTED]横浜支店において、同所在の横浜税関[REDACTED]出張所長に対し、電子情報処理組織による輸出申告を行うに際し、真実は、前記噴霧乾燥器1式が経済産業大臣の許可を受けなければならない貨物であったにもかかわらず、情を知らない同社係員をして、前記電子情報処理組織の電子計算機に備え付けられたファイルの輸出承認証等区分欄に、同大臣の許可を受ける必要のない貨物であると虚偽の情報を入力させて申告させ、同年6月2日、同区[REDACTED]地所在の[REDACTED]ターミナルにおいて、情を知らない倉庫会社係員らをして、前記噴霧乾燥器1式を船積みさせ、中華人民共和国に向けて輸出し

第2 外国為替及び外国貿易法48条1項に基づき国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物であり、かつ、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物であって、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち省令で定める仕様の噴霧乾燥器1式(輸出申告価格815万7840円)を、経済産業大臣の許可を受けず、偽った申告をして、大韓民国に輸出しようと考え

- 1 平成30年2月19日、通関業者である[]
所在の[]において、同市[]所在の[]税関
[]出張所長に対し、電子情報処理組織による輸出申告を行うに際し、真実は、前記噴霧乾燥器1式が同大臣の許可を受けなければならない貨物であったにもかかわらず、情を知らない同社係員をして、前記電子情報処理組織の電子計算機に備え付けられたファイルの輸出承認証等区分欄に、同大臣の許可を受ける必要のない貨物であると虚偽の情報を入力させて申告させ、同月21日、同市[]
[]所在の[]
[]において、情を知らない倉庫会社係員らをして、前記噴霧乾燥器1式を船積みさせ、大韓民国に向けて輸出し
- 2 前同日、同大臣の許可を受けないで、前記[]
[]において、情を知らない倉庫会社係員らをして、前記噴霧乾燥器1式を船積みさせ、大韓民国に向けて輸出し

たものである。

罪 名 及 び 罰 条

第1, 第2の1 関税法違反

同法117条1項, 111条1項2号(平成30年法律8号による改正前のもの), 67条

第2の2

外国為替及び外国貿易法違反

同法72条1項1号, 69条の6第2項2号, 48条1項, 輸出貿易管理令1条1項, 同令14条, 同令別表第1の3の2の項(2)5の2, 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令2条の2第2項5の2

被告人大川原, 同相嶋及び同島田につき更に刑法60条